

平成29年第1回まんのう町議会定例会

まんのう町告示第12号

平成29年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年2月16日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成29年2月27日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成29年第1回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

平成29年3月14日（火曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 14名

2番 川 西 米希子	3番 合 田 正 夫
4番 三 好 郁 雄	5番 白 川 正 樹
6番 関 洋 三	7番 白 川 年 男
8番 白 川 皆 男	9番 大 西 樹
10番 藤 田 昌 大	11番 松 下 一 美
12番 三 好 勝 利	13番 大 西 豊
14番 川 原 茂 行	15番 田 岡 秀 俊

欠席議員 1名

1番 竹 林 昌 秀

会議録署名議員の指名議員

5番 白 川 正 樹 6番 関 洋 三

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進 議会事務局課長補佐 多 田 浩 章

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 高 嶋 一 博

企画観光課長	長 森 正 志	税 務 課 長	脇 隆 博
住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	見 間 照 史
建設土地改良課長	池 田 勝 正	農 林 課 長	森 末 史 博
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	生涯学習課長	松 下 信 重
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課長	山 内 直 樹

○田岡秀俊議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは、御報告申し上げます。

初めに、町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案1件を受理いたしました。

次に、会議規則第14条の規定に基づく議員提出議案1件を受理いたしました。

次に、各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書を受理いたしました。

次に、各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。

以上で報告を終わります。

○田岡秀俊議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○田岡秀俊議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、藤田昌大君。

○藤田昌大議会運営委員長 おはようございます。ただいまから、昨日行われました議会運営委員会の委員長報告を行います。その前段でちょっと皆さんにお願いしたいなと思ってます。と申しますのが、議会運営の中で非常に困った事案がようけ出てきます。例えば、きょうの発議についても、事前の部分とかそういった部分が、もうちょっと議会運営がスムーズにできるような発議者に対してもお願いしたいと思っておりますし、それぞれの部分をお願いしたいと思っております。

もう一点は、この議会必携があるんですね、私たちが議会に臨むに当たって。その部分

については、議会必携の中にどうせえ、こうせえいうて、全部ルールが書かれています。例えば、本会議場にはこの議員バッジをつけて入ってくださいよとか、そういった部分があります。そういった部分については、今も柔軟に対応してますので、皆さん、つけてない方もおるかと思えますけれども、そういった部分では、まだまだ原則的な部分は変わっておりません。

もう一つは、議場に持ち込む部分でありますけれども、本来は携帯電話は絶対いかなることになってます。と申しますのは、録音機能、カメラ機能がついてます。そういった部分では、本会議場には持ち込めないということになってますので、だけど今の時代の中で携帯電話を持ち込まないいうんはちょっとおかしいかなと思って、今は多分許しておると思いますので、あんまり機能をこの中では活用しないようお願いしておきます。

それともう一つは、会議の種類がいろいろあります。本会議があつて、臨時議会があつて、常任委員会があつて、全員協議会、いろいろあります。それらについては、それぞれの委員会ごとの審査する立場がありますので、そういった部分では、その委員会にふさわしい発言をぜひお願いしておきたいと思えますので、そういった部分で、僕も議会運営委員長を前回の議会のときに2年間しました。それでこの議会で、後半の議会運営を預かってはいますが、前回とは全然違う議会運営の方法になってます。そういった部分では、もう一遍、誰がとは申しませんので、議会運営を乱すような発言を平気でやって、例えばこの中へプロジェクターを置けとか、いろいろな部分が要望がありますけれども、本会議と委員会とでは質が違います。委員会では当然委員長が認めればできますけれども、本会議ではそういったことは一切認められていないということを御確認いただきたいと思えますし、例えば対面式の一般質問にしました。それは皆さんの意見でやりました。そういうことは皆さんで協議すれば可能でありますので、みんなで協議して、本会議や委員会がスムーズにいくような議員諸氏の御協力をお願いして、委員長報告に入りたいと思えます。よろしくをお願いします。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る3月13日、午後1時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもと、議会運営委員会6名が参加し、慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。

なお、発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の付託案件については、慎重審議の結果、全会一致で否決すべきとのことであります。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

日程第1	議会運営委員会報告	議会運営委員長
日程第2	会議録署名議員の指名	
日程第3	付託案件の委員長報告	教育民生常任委員長
日程第4	付託案件の委員長報告	建設経済常任委員長
日程第5	付託案件の委員長報告	総務常任委員長

日程第6 議案第1号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

日程第7 議案第4号 まんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第6号 まんのう町税条例等の一部改正について

日程第9 議案第8号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正について

日程第10 議案第9号 まんのう町道路占用料条例の一部改正について

日程第11 議案第10号 まんのう町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第11号 まんのう町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第12号 まんのう町簡易水道設置条例等の廃止について

日程第14 議案第13号 まんのう町民具展示室条例の制定について

日程第15 議案第14号 丸亀市との定住自立圏形成協定の一部変更について

日程第16 議案第16号 平成28年度まんのう町一般会計補正予算(案)第3号

日程第17 議案第17号 平成28年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)第3号

日程第18 議案第18号 平成28年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第1号

日程第19 議案第19号 平成28年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第2号

日程第20 議案第20号 平成28年度まんのう町下水道特別会計補正予算(案)第2号

日程第21 議案第21号 平成28年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)第1号

日程第22 議案第22号 平成28年度まんのう町水道事業会計補正予算(案)第1号

日程第23 議案第23号 平成29年度まんのう町一般会計予算(案)

日程第24 議案第24号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)

日程第25 議案第25号 平成29年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算(案)

日程第26 議案第26号 平成29年度まんのう町介護保険特別会計予算(案)

日程第27 議案第27号 平成29年度まんのう町下水道特別会計予算(案)

日程第28 議案第28号 平成29年度まんのう町農業集落排水特別会計予算(案)

日程第29 議案第29号 平成29年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算(案)

日程第30 議案第30号 平成29年度まんのう町水道事業会計予算（案）

日程第31 議案第31号 土地改良事業計画について 即決でお願いします。

日程第32 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）

日程第33 発議第3号 まんのう町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第34 閉会中の継続審査について

以上の日程で意見の一致を見、午後2時50分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、白川正樹君、6番、関洋三君を指名いたします。

日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、三好勝利君。

○三好勝利教育民生常任委員長 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月6日、7日、第1委員会室におきまして、委員全員出席し、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長出席のもと、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

町長挨拶の後、四条小学校給食調理場、旧仲南北小学校に整備しているまんのう町民具展示室の現地調査を行いました。

四条小学校では、設計業者より調理機器の設置について、手違いがあったことの説明と謝罪がありました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第13号、議案第17号から議案第19号、議案第21号、議案第24号より議案第26号、議案第29号の9議案で、本会議に引き続き執行部より詳細説明があり、審査をしました。

まず、議案第13号 まんのう町民具展示室条例の制定については、郷土の民具等民俗資料を収集、保管、展示するために展示室を設置するものであります。施行は平成29年4月1日からであるとの説明がありました。

委員より、職員体制はどうなるのかとの質疑があり、執行部より、平日は予約制で文化財室の職員が対応し、休日は文化財保護協会に協力していただく。職員は常駐はしないとの答弁がありました。

次に、議案第17号 平成28年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第3号について、事業勘定では、国庫支出金、国民健康保険税額などの歳入額の確定による減額である。内科及び歯科の直営診療施設勘定では、診療収入の減少による減額。

議案第18号 平成28年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号について、平成27年度からの剰余金の繰越金による財政調整である。

議案第19号 平成28年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号について、保険給付費において、満濃荘ショートステイの40床の増設があり、給付費が増額となった。また、それに伴う計画プランの増などによる増額及び予算の組み替えとなる。

委員より、ショートステイの増設について、当初からわかっていたのではないかとの質疑があり、執行部より、当初の時点では額の確定がされていなかったとの答弁がありました。

議案第21号 平成28年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第1号について、浄化槽の修繕、また、清掃委託が見込みより少なかったための減額であるとの説明がありました。

次に、議案第24号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）、議案第25号 平成29年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）について、議案第26号 平成29年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）について、議案第29号 平成29年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）について、それぞれ説明がありました。

国民健康保険特別会計では、造田診療所の内科・歯科の琴南支所への統合に伴い、医療機器等の更新を行い、医療機器の充実を図る。

介護保険特別会計では、徘徊高齢者、認知症患者に対して施策を展開していきたい。新しい総合事業が新年度より始まり、支援1及び支援2の方の訪問介護・通所介護については町で取り組むこととなったとの報告がありました。

委員より、介護保険事業について、新しい事業に取り組んでいかなければならないが、職員体制はどうなるのかとの質疑があり、執行部より、ことし1月にケアプラン担当者を臨時で1名採用したが、ほかは変わらない。現在の職員体制で多少の配置がえはあるが、乗り切っていきたいとの答弁がありました。

以上、付託された案件につきまして、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

案件の番号、議案第13号 まんのう町民具展示室条例の制定について、全会一致で可。議案第17号 平成28年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第3号、全会一致で可。議案第18号 平成28年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算

(案)第1号、全会一致で可。議案第19号 平成28年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第2号、全会一致で可。議案第21号 平成28年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)第1号、全会一致で可。議案第24号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)、全会一致で可。議案第25号 平成29年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算(案)、全会一致で可。議案第26号 平成29年度まんのう町介護保険特別会計予算(案)、全会一致で可。議案第29号 平成29年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算(案)、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

なお、本会議の1日目に質問があった、平成28年度補正予算(案)第3号で、認定こども園管理運営費の減額について、これは各こども園へ臨時保育士を加配で配置するため募集を行ったが、応募がなかった。また、給食の賄い材料費の減額であるとの確認をしました。

次に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 委員長、大変御苦労さまでございました。

やっぱり、臨時保育士の加配の問題でいろいろ問題があると思いますし、今、全国的な保育士の不足が叫ばれています。そういった中で、保育所に加配で配置するための募集を行ったが、なかったという報告でありました。なかっただけでは、これ、ちょっと済まないので、今後、加配の部分の十分な人員確保をできるために、こういった、突っ込んだ議論があったかなかったかだけ、ちょっと一点だけお願いします。

○田岡秀俊議長 委員長、三好勝利君。

○三好勝利教育民生常任委員長 質問に答えます。

この件につきましては、初日にこの本会議でもあったし、委員会で十分議論し、加配があったけど来なかったというじゃなくして、やっぱりどうしても足らん場合は何とか手を打たないかんというんで予算を組んどったわけで、それは委員としても非常にええことだと。

それから、賄いも材料が足らんから、またすぐ追加予算、補正予算というのではなくして、あらかじめ、ある程度、手元に置いておいて、それを無駄遣いすることなく、余分の分はちゃんと一般会計に繰り入れて補正を組んでおるということで了解し、なお、今、言われたように、臨時保育士の給料が相当安いんでないかという意見も出ました。やはり町としましては、近隣町からやっぱり考えて、公務員法にのっとった賃金を策定しておると

ということで、委員としても全員一致で了解しましたので、そのように了解を願います。以上で終わります。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第4 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月2日、3日、第1委員会室におきまして、委員5名、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長出席し、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第8号から議案第12号、議案第20号、議案第22号、議案第27号、議案第28号、議案第30号の10議案で、本会議に引き続き執行部より詳細な説明があり、審査をいたしました。

まず、議案第8号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正については、農地農業用施設災害復旧事業国庫補助事業のうちため池について、防災対策の観点から受益者分担金を5%以内に軽減するものである。また、新たに農業用施設災害復旧事業、町単独補助事業の区分を設け、農業用施設災害復旧事業の事業費が20万円以上40万円未満の事業についても町単独事業と位置づけている。これは軽微なものであっても、これが原因で被害が拡大することを防ぐものであるとの説明がありました。

委員より、住民としては非常に助かる。新規の災害から対象になるということでよいかとの質疑があり、執行部より、受益者が2戸以上の施設で、現年災害が対象であり、過年災害及び農地は対象とならないとの答弁がありました。

次に、議案第9号 まんのう町道路占用料条例の一部改正については、道路占用料について、道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収することができることとされている。この占用料は、地価に対する賃料の水準等を基礎として算定を行っている。国においては、平成29年1月に見直しをし、4月1日より施行することになっている。まんのう町においては、平成9年の改正以後、見直されておらず、占用業者からの要望もあり、国の基準を準用し、見直しを行うものである。今後、3年ごとの見直しとなるとの説明がありました。

次に、議案第10号 まんのう町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、簡易水道事業を全て廃止することによって、上位法である水道事業の設置等に関する条例に給水人口、給水区域、1日最大給水量等、簡易水道部分を加えるものである。

議案第11号 まんのう町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正については、この改正についても簡易水道事業廃止に伴って、水道布設工事監督者、水道技術管理者の配置基準及び資格基準を改正するものである。水道事業1事業所には最低1名の監督者、水道技術管理者の設置が義務づけられている。現在、まんのう町では2名の者が両方の資格を持って配置されている。

議案第12号 まんのう町簡易水道設置条例等の廃止については、簡易水道がなくなることから、関係する条例を一括して廃止し、上水道事業に同等の条例があるため、帰属するものである。以上、それぞれの条例の一部改正、廃止について説明がありました。

次に、議案第20号 平成28年度まんのう町下水道特別会計補正予算(案)第2号、議案第22号 平成28年度まんのう町水道事業会計補正予算(案)第1号について、それぞれ年度末による精査による増額、減額補正であることを確認し、委員より、水道事業会計で新規加入金の増があるが、若者住宅取得補助金の影響かとの質疑があり、執行部より、四条、高篠地区での新規加入がふえている。若者の定住に期待したいとの答弁でありました。

次に、議案第27号 平成29年度まんのう町下水道特別会計予算(案)、議案第28号 平成29年度まんのう町農業集落排水特別会計予算(案)、議案第30号 平成29年度まんのう町水道事業会計予算(案)について説明があり、水道事業会計については、満濃地区上水、琴南・仲南地区の簡水が同一会計となったとの報告があり、それぞれ質疑や意見等がありましたが、採決の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第8号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正について、全会一致で可。議案第9号 まんのう町道路占用料条例の一部改正について、全会一致で可。議案第10号 まんのう町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第11号 まんのう町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第12号 まんのう町簡易水道設置条例等の廃止について、全会一致で可。議案第20号 平成28年度まんのう町下水道特別会計補正予算(案)第2号、全会一致で可。議案第22号 平成28年度まんのう町水道事業会計補正予算(案)第1号、全会一致で可。議案第27号 平成29年度まんのう町下水道特別会計予算(案)、全会一致で可。議案第28号 平成29年度まんのう町農業集落排水特別会計予算(案)、全会一致で可。議案第30号 平成29年度まんのう町水道事業会計予算(案)、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告といたします。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとして、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月8日、9日、第1委員会室におきまして、委員5名出席し、教育民生常任委員長、建設経済常任委員会委員長、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、所管課長全員が出席し、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第4号、議案第6号、議案第14号、議案第16号、議案第23号の6議案であります。

初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、議案第16号 平成28年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号及び議案第23号 平成29年度まんのう町一般会計予算（案）の所管部分の質疑結果等について報告を受けました。

その後、付託案件について執行部より詳細な説明があり、各委員より質疑、意見がありましたので報告いたします。

まず、議案第1号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、あらかじめ任期を定めた職員を採用するための条例である。通常の地方公務員法とは別に専門性が高くなっている状況を勘案し、有為な人材の確保に努めるものであるとの説明があり、初めに本会議で質問のあった勤務条件について確認したところ、執行部より、新たに一般職員を採用するときと同じように、有給休暇等待遇面においては同様の勤務条件であるとの答弁がありました。

委員より、まんのう町で専門性を持った職員を採用する予定があるのかとの質疑があり、執行部より、今のところ想定はしていないが、民間の手法を取り入れる上では経験とか業績とかを評価して選考する必要があると思うので、これから研究し、採用時に生かしたいとの答弁がありました。

次に、議案第4号 まんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、行政告知放送のさらなる普及を図る観点から原則設置無料とするものである。ただし、若者定住の補助金をもらっている方、営業等事務所については従来どおり負担していただく。1月末の設置件数は7,113件で95.6%となっているとの説明があり、委員より、告知放送に関連して中讃テレビの加入状況はどうなっているのか。総務

省の補助で光ファイバーを整備しているのですが、町の情報等をできるだけ多くの町民に発信できるように料金も含めて改善するべきではないかとの質問があり、執行部より、まんのう町全体で2,810件で、半数に満たない状況である。魅力ある番組編成について要望を伝えているが、今後も協議を続けていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第6号 まんのう町税条例の一部改正については、固定資産税の前納報奨金を平成30年4月1日より廃止する。また、準則に沿った改正である。前納報奨金廃止の周知は、今年度の納付書を送付するときに通知を同封したり、町広報や告知放送を利用したいとの説明がありました。

委員より、前納報奨金を廃止することによって、徴収率に影響することはないのかとの質疑があり、執行部より、近隣市町の状況を見ると率は上がっているところが多く、影響はないと思うとの答弁がありました。

次に、議案第14号 丸亀市との定住自立圏形成協定の一部変更については、丸亀市との間において定住自立圏の形成に関する協定を一部変更することをまんのう町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

次に、議案第16号 平成28年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号について、総務管理費の補正については、情報通信費で庁内LANシステム保守点検について当初の予想を下回った。また、香川県自治体セキュリティクラウドの実施が県全体でおくれているための減額。

支所及び出張所費では、仲南支所周辺整備工事費について工事内容変更による減額。

地方創生推進交付金事業費で、地方創生拠点整備事業について交付金事業が採択となったため予算を計上。

徴税費税務総務費では、固定資産評価システム業務で航空写真撮影業務の契約で変更があったための減額。

林業費林業総務費で、地域木材利用住宅等補助事業費において、町産材を使った新築・増築・改築に対して補助するものであったが、実績が2件しかなかったための減額。

次に、消防費について、南部消防組合においてはしご車の購入が終わったため、負担金の減額や、防災対策費では、ハザードマップや地域継続計画等の発注が終わったための減額。以上、年度末の精査による減額が主でありました。

次に、議案第23号 平成29年度まんのう町一般会計予算（案）について、最初に歳入について、ゴルフ場利用税交付金について廃止と一部で言われていたが、29年度においては継続となっている。来年は不透明であるとの説明がありました。

次に、歳出、総務費一般管理費では、新規に個人情報取扱業務委託料を計上した。これは、個人情報に関するデータベース化特定個人の情報の取り扱いについての点検を計画するものである。

財産管理費では、新たにカーボンマネジメント強化事業策定業務委託料を計上しており、

エコ関係の取り扱いを行う事業のための事業計画を策定し、エネルギーの効率的な利用を図るものである。

企画管理費、ふるさと納税の目標額を上げている関係から、それに伴う手数料等の増加がある。集落支援員を1名追加したい。若者住宅取得補助事業として目標を50件としている。

自治振興費では、福祉タクシーの運用が変わったための増額、交通安全対策費では、高齢者免許返納業務委託料の増額がある。

委員より、免許返納にあわせて高齢者の交通手段についてより充実した政策を期待するとの意見があり、執行部より、今後、高齢者がふえていく状況の中で、免許返納がスムーズにできる方法を考えていきたいとの答弁がありました。

委員より、防犯灯のLED化について何%進んでいるのかとの質疑があり、執行部より、100%である。既に2年前に完了しているとの答弁がありました。

情報通信費では、市内LANの保守点検委託料と香川県自治体セキュリティクラウドで、前年と比べて大幅な減額がある。

支所及び出張所費では、琴南支所改修工事及び仲南支所周辺整備事業費の計上がある。

地方創生推進事業費では、昨年に引き続き、ことなみ未来会議事業を計上している。これは、琴南地区の活性化、旧の琴南中学校の利活用を検討するものである。また、ものづくりプロジェクト事業を展開し、そば、ヒマワリの商品開発やPRビデオ等を作成をする予算を計上。

選挙費では、選挙啓発事業費、平成30年4月の町長・町議会選挙の事前準備の予算として計上しているとの説明がありました。

委員より、ことなみ未来会議について、何年で会議を終える計画かとの質疑があり、執行部より、現在、部会が4部会ある。内容は「自分たちでできることをやっぺいこう」をテーマに、3年で自立するよう進めているとの答弁がありました。

以上、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告します。

議案第1号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、全会一致で可。議案第4号 まんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第6号 まんのう町税条例の一部改正について、全会一致で可。議案第14号 丸亀市との定住自立圏形成協定の一部変更について、全会一致で可。議案第16号 平成28年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号について、全会一致で可。議案第23号 平成29年度まんのう町一般会計予算（案）について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 何点か質問したいと思いますので、御回答願いたいと思います。

まず一点目に、議案第16号と23号に対する所管の報告があったと思うんです。だけど最終的に決定する部分は総務委員会だろうと思いますので、それらの部分について建経部分、教民部分についても質疑があったかなかったかの回答をお願いしたいと思います。

二点目に、再雇用の部分についてでありますけども、これ、非常にシビアな部分でありまして、細かいことは聞きませんが、一点、聞きたいのが、休暇等の部分であります。ただ、一番問題になるのが超過勤務手当、俗に言う残業時間ですね、その部分が、この再雇用者については管理職の経験者の採用が多いと思うんですが。そういった部分で、今までは超過勤務手当が支給されなかった状況なんです。今度は一般職等になるいう部分で、実際、やさしく言いますと、勤務時間の延長はないだろうと、基本的には。ですけれども、やっぱりそういった部分の超過勤務手当については、月単位に支給されますよね。そういった部分の判断と、もう一点は、できたら諸手当がどこまで支給されるかぐらいは聞いていったんかなということで、委員長にちょっとお尋ねしたいと思います。

三点目に、まんのう町全体で、光ファイバーの関係ですけども、2,810件にしか満たないという部分があります。これについては、町民の認識不足だろうと思ってます。せえせえせえせえいう部分ではないと思いますけれども、やはりその重要性を認識されたら、例えば上勝町であれば、お年寄りでも葉っぱのビジネスでインターネットを利用していると、そういった部分があるんです。具体的な利用しやすい、しなさい、しなさいいうんでなしに、利用しやすい部分の人材、質疑があったかなかったという部分であります。

五点目に、防災審議対策ではということがありますけれども、残念ながら、まんのう町は防災対策費が非常に弱いんです。防災士に行く人についても、今年度、14人しかできてないような状況だと思ってます。こういった中で、防災士の育成をする質疑があったかなかったか。やはり、これ、非常に防災士の育成については、今さら、僕も3年か4年前に質問したと思うんです。ですから、せめて50人ぐらいの防災士ができて、防災会議ができてなかったらいかん状況なんですけれども、まだまだできてません。そういった質疑があったかなかったか。

もう一つ、高齢者運転免許返納業務委託、この免許返納については本人の自覚を促してするんですね。その業務いうたら、どこが業務委託して、どんなことをしよるんや、それがわからなんだんで、以上の点で委員長に質問いたしますので、回答をよろしく願います。

○田岡秀俊議長 委員長、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 冒頭、私が委員長報告で申し上げましたとおり、教育民政

常任委員会、また建設経済常任委員会の議論の上で、納得した上での委員長報告でありました。基本的には、それぞれの委員会の意見を尊重し、報告したとおりであります。

それと、その他については特別はありませんでした。

○田岡秀俊議長 済みません。藤田議員、2番目から5番目までの議論についてはなかったという。

○藤田昌大議員 一切なかったんですか。

○田岡秀俊議長 今の回答ではそう私は受け取りましたけれども。

○藤田昌大議員 総務委員会、機能を発揮してないんですか。僕はそう思いますよ。超過勤務手当については質問してくれと言ったはずなんです。それで、ただ単に報告したと、これはどういうことですか。総務委員会は機能を発揮してないんですか。そうとっていいですか。僕はそうとります。いいですか。

○田岡秀俊議長 ただいまの件について、大西委員長。

○大西豊総務常任委員長 先ほど申し上げたとおり、教育民政常任委員会、建設経済常任委員会の報告を受けた後に。

○田岡秀俊議長 それは一番目の、二つ目から以降の質疑に関して。

○大西豊総務常任委員長 特段なかったです。

○田岡秀俊議長 話はなかったということですか。

再質問、10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 別になかったらなかったでええんですけども、せっかく大切な部分であります。例えば、これ、勤務時間については非常に重要な問題で、私は労働組合の出身者でありますから、勤務時間等は割と厳しく言わなあかんなと思っておりますので言いましたけど、ただ簡単な部分で、休日の問題、年休の問題と、三六いたらちょっとここでは語弊ありますけども、超過勤務については、今までが管理職でしたので、管理職手当があるので、超過勤務手当は支給されてなかったんですね。だから、4月以降、その人が採用されたときに超過勤務手当はどうなるんかいうぐらいは質問してくれいうて僕は言うとしたんですよ、ここで。それをせんかったということで、怠ったということを言っておきます、総務委員会は。

もう一点、やっぱり光ファイバー、したことについて、2,810件しかないのは、非常に私たちの住民意識の問題なんです。それらについては、総務委員会ではきちっともうちょっと、そうですか、ああ終わったんですかいう部分でなしに、もうちょっと議論するんが総務委員会としての当然の、私たちの議員の役目なんです。

そして、防災士やって、今、各町へ回ったら、河川のところに警戒区域とかそういった部分がいっぱい出てる部分があるんですよ。そういった部分を、やっぱり防災士の育成が本当に総務委員会で話できよるんかということです。いろんなことが、その報告したとおりいうて、何ちゃ報告しとらんから、報告してくれ言いよるんです。それは報告になつとらんのですよ。答えになつとらんのですよ、それは。以上です。

○田岡秀俊議長 委員長、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 これまでもいろんな角度で同じような質問に答弁してきたと思いますが、一点だけつけ加えておきます。

行政無線放送につきましては、ちょうど中讃テレビとの契約公開となっております。そういう中で、全員協議会の中でもいろいろ話を私個人としても発言しましたが、この委員会においても発言しております。例えば、中讃テレビの企業の経営実績を見ますと、まんのう町が光ファイバーケーブルを契約した後から、二、三千万円の黒字化になっております。そういうこともいろいろな角度で、私個人の立場でも、今回の委員会においても、契約に向けてそういうことも評価し、契約をしていただきたいということを委員会でも申し上げております。以上です。

○田岡秀俊議長 10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 話にならないですね。質問に答えてください。自分の考え方を言う必要はないですよ、ここで。そうでしょ。自分の考え方を言っていないんやったら、私、言いますよ。ですから、全体的な総務委員会でこうしたんかと、委員長であればこの部分について意見を求めるべきなんです。これに対してどうですか、どうですかと。それが一切なかったんやったら、一切なかった総務委員会は、機能が終わったということをはっきり言ってください。言っておきます。

○田岡秀俊議長 藤田議員、委員長報告に対する質疑は経過と結果ということですので、最初の二つ目の再任用職員の件については、委員長報告の中で話があったということ、先ほどの委員長報告の中でありました。それ以外についてはなかったということで御了解いただけたらと思います。

ほかに質疑はありませんか。

12番、三好勝利君。

○三好勝利議員 先ほどの方の総務委員会に対する質疑と少しかぶりますが、私はやはり告知放送、26億円もの国家予算を割いていただいて、まんのう町にいただいた。これは何のためにいただいたかと。山間僻地のテレビも十分見えない、ぎざぎざぎざやって、雨が降るようなテレビで、本当に高齢者が家でおりながら、はっきり言ったら失礼ですけど、大相撲と水戸黄門さんぐらひはまともに見たいという切実な思いで補助金をくれたんですよ、これ。皆、知っとるでしょうが、何のために補助金をくれたか。過疎対策の一環としてほとんど補助金もらったでしょ。3月31日に臨時議会して、二十数億円の予算を組んだんですよ。町長が松山まで行って、議長と松山まで朝4時から5時に飛ばして行って、そこで交渉して、帰って、全協室で待って、全協室でオーケーとって、本会議開いて臨時議会でこれやった、そういう経緯があるんですよ、この光ファイバーは。ただ単におまえのところ、何かあれか、云々というんでなくして、何回もこれやっています。それで結局、契約件数が2,810件でしょ。まんのう町の件数は何ぼあるんですか。これを見たら、職員だったら全部知っとるでしょうが。何が悪いかと。番組が悪いんか、料

金が高いのか、町の情報を伝えるのに、お金まで払って見る人は少ないです、本当に。それで町の情報を発信して、結局、田舎のほうのこたつ場でおってでも、町がどういうふうな動きをしているか、どのような議会をしとるか、どのようなことをやるとるかというのがつぶさに見えるような感覚で総務省から補助金をいただいたんですよ。これを十分活用になつたらんと、これでまた次に考えますは、考えます、考えますは、ここで毎年、毎年、毎回やっています。議事録全部録音とってみてください。

そういう方のために、もっとやっぱり町のほうは腰を上げて、くまなくやっていただく。それは我々ではできん。総務委員会の方の担当で出てきてから、また全協にかけるとか云々でしょ。

それから、この議会の分でこれをやって、ふれあいチャンネルで放送、一般の分では緊急の場合できんから、ふれあいチャンネルでやってると。ふれあいチャンネルいうたらどこですかという人がおるんやから。あと一般の放送があつたら、終わつたらあるでしょうが。ふれあいチャンネルで公民館と野菜の情報と流します。ほとんどの人が聞いてないです。

○田岡秀俊議長 三好議員、委員長報告に対する質疑ですか。

○三好勝利議員 わかるとるがな、そないなこと言わんでも。

〔「議案のときにやったらええん」と呼ぶ者あり〕

○三好勝利議員 それぐらいのこと知って報告しよんじゃと。いかに光ファイバーがせっぱ詰まるとるかや。私が言うこと聞かんかったら、懲罰でもかけたらええがな。私は住民の代表や。住民の代表として言いよるんじゃがな、これ。何が悪いんな。ほんならおれに退場命令かけたらええがの、別に。住民の代表で、住民の方が言って、何とかしてくれ、助けてくれと言いよるから、ここで代弁者で言いよる。我々議員は住民の代弁者ですから。それで委員会であつたかないか、それを今後どうするかでは、また検討します、また検討します、何回も同じことばかりやから、今、言つとるわけ。その意味がわからんのな。

○田岡秀俊議長 わかります。

○三好勝利議員 私、真剣に、今、質問しよるんやで。

〔「議長、整理してください」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 今の議論、あつたかどうかという、委員長、答弁をお願いします。

委員長、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 この問題につきましては、全員協議会とかいろいろな中で議論しとる中で、今、私が委員長報告で、行政告知放送については7, 113件、95.6%であります。今、三好議員が指摘しとる29億円もかけて光ファイバー、テレビ等についての御質問だと思います。初期の目標としては、合併して情報弱者を救うためにまんのう町全域にテレビもインターネットも高速で見れるようにいう形でのシステムであります。そういう中で、先ほども委員長報告で申し上げましたが、一つは、三好議員が指摘し

とる、全員の方が利用していただける、例えば光ケーブルにつきましては、高速インターネットができる地域とできない地域があります。今、できない地域については、恐らくほとんどの方が光ケーブルを利用されております。しかしながら、29億円も予算を投じておる以上、全町的にするのが望ましいと思っておりますが、そこには費用がかかっております。そういうことも議論をし、先ほども申し上げましたけど、5年ごとの契約更新、中讃テレビとの契約交渉の中で、少しでも住民の声が反映できるようにということは、安く契約することも、今、三好議員が指摘しとる問題解決になると思っておりますので、今後とも、契約に向けて委員会においては強く強く発言していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 詳しい返事いただきましてありがとうございます。ただ、私はボイスの分は言ってません。画像の点を言っとるんです。ボイスはやはり健康増進とかいろんなんで野菜を食べましょう、健康になりましょうと、朝に晩に放送して、730126ですか、もう番号覚えてますわ、皆。そしたら、やっぱり町のほうがそれに力を入れとるから、野菜でも食べて元気にならないかん、運動せないかんという高齢者がたくさんおります。ただ画像が十分でないから、このパーセントでいっとるんです。私はボイスの場合は言ってないですよ。緊急放送とか火事とかでも本当に助かってます。それができとるんだから、何でその画像の分ができんのかというのが私の質問で、委員長に質問したんです。何が悪いの、これが。悪いんやったら悪いと言ってくれたらええがな、私の言うことが悪いんなら。私、真剣に質問しとんやで、本当に。そういう時期に来とるがな、委員長。

○川原茂行議員 委員長に対する質問やから、議案に対する質問は後から出てくるんやきん、そのときにやってもらったら。整理してくださいよ、議長。踏み込んだらいかん。

○田岡秀俊議長 以上で、三好勝利議員の質疑は終わります。

ここで、会議の途中ではありますが、竹林議員より、入院のため本日の本会議は欠席との連絡がありましたので、報告いたします。

ここで、議場の時計で10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第6 議案第1号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○田岡秀俊議長 日程第6、議案第1号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 まんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第7、議案第4号 まんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 まんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 まんのう町税条例等の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第8、議案第6号 まんのう町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号 まんのう町税条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第9、議案第8号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 まんのう町道路占用料条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第10、議案第9号 まんのう町道路占用料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第9号 まんのう町道路占用料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 まんのう町水道事業の設置等に関する条例の一部改正につ

いて

○田岡秀俊議長 日程第11、議案第10号 まんのう町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第10号 まんのう町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 まんのう町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第12、議案第11号 まんのう町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号 まんのう町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 まんのう町簡易水道設置条例等の廃止について

○田岡秀俊議長 日程第13、議案第12号 まんのう町簡易水道設置条例等の廃止についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第12号 まんのう町簡易水道設置条例等の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 まんのう町民具展示室条例の制定について

○田岡秀俊議長 日程第14、議案第13号 まんのう町民具展示室条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第13号 まんのう町民具展示室条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 丸亀市との定住自立圏形成協定の一部変更について

○田岡秀俊議長 日程第15、議案第14号 丸亀市との定住自立圏形成協定の一部変更についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第14号 丸亀市との定住自立圏形成協定の一部変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 16 号 平成 28 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 3 号

○田岡秀俊議長 日程第 16、議案第 16 号 平成 28 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 3 号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 16 号 平成 28 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 3 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 17 号 平成 28 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 3 号

○田岡秀俊議長 日程第 17、議案第 17 号 平成 28 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 3 号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 17 号 平成 28 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 3 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 18 号 平成 28 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算

(案) 第 1 号

○田岡秀俊議長 日程第 18、議案第 18 号 平成 28 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算 (案) 第 1 号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 18 号 平成 28 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算 (案) 第 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 19 号 平成 28 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算 (案) 第 2 号

○田岡秀俊議長 日程第 19、議案第 19 号 平成 28 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算 (案) 第 2 号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 19 号 平成 28 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算 (案) 第 2 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 20 号 平成 28 年度まんのう町下水道特別会計補正予算 (案) 第 2 号

○田岡秀俊議長 日程第 20、議案第 20 号 平成 28 年度まんのう町下水道特別会計補正予算 (案) 第 2 号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第20号 平成28年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第21号 平成28年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第1号

○田岡秀俊議長 日程第21、議案第21号 平成28年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第1号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第21号 平成28年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第22号 平成28年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第1号

○田岡秀俊議長 日程第22、議案第22号 平成28年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第1号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第22号 平成28年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第1号

を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 3 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度まんのう町一般会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第 2 3、議案第 2 3 号 平成 2 9 年度まんのう町一般会計予算（案）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

1 0 番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 討論ですので、当然反対せなしようがないんです。といいますのが、委員長報告に対する質疑をしたところ、十分な答えが全然返ってこなかったんですね。そういった部分では、例えばこの一般会計の中の地域防災士の関係も予算が非常に少ないんですよ。今の時期に非常に大事なことなんですけども、できないと。具体的なことは言いませんけれども、委員長報告に対する質問で理解できなかったという、僕は居すわりましたんで、これはほんだきん、済みませんが、この 2 9 年度の当初予算については十分な審議ができてないということで反対せざるを得んという立場になりました。そういう部分で、慎重な委員会主義でございまして、委員会で十分な審議をして、その後、報告されて、それが了解できるのであれば、当然賛成するんでありますけども、委員長報告の中では十分審議されたとは私は理解してません。そういった意味で反対せざるを得ませんので、反対します。以上です。

○田岡秀俊議長 賛成討論を求めます。

1 1 番、松下一美君。

○松下一美議員 今、藤田議員の反対ということでありましたけれど、やはり総務常任委員会におきましても、るるしっかりと質問も行い、慎重審議を行っておりますので、賛成といたします。

○田岡秀俊議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これより、議案第 2 3 号 平成 2 9 年度まんのう町一般会計予算（案）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○田岡秀俊議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第24号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第24、議案第24号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第24号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第25号 平成29年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第25、議案第25号 平成29年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第25号 平成29年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第26号 平成29年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第26、議案第26号 平成29年度まんのう町介護保険特別

会計予算（案）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第26号 平成29年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第27号 平成29年度まんのう町下水道特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第27、議案第27号 平成29年度まんのう町下水道特別会計予算（案）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第27号 平成29年度まんのう町下水道特別会計予算（案）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第28号 平成29年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第28、議案第28号 平成29年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第28号 平成29年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）を

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 29 議案第 29 号 平成 29 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算 (案)

○田岡秀俊議長 日程第 29、議案第 29 号 平成 29 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算(案)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 29 号 平成 29 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算(案)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 30 議案第 30 号 平成 29 年度まんのう町水道事業会計予算(案)

○田岡秀俊議長 日程第 30、議案第 30 号 平成 29 年度まんのう町水道事業会計予算(案)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 30 号 平成 29 年度まんのう町水道事業会計予算(案)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第31号 土地改良事業計画について

○**田岡秀俊議長** 日程第31、議案第31号 土地改良事業計画についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** ただいま上程されました、議案第31号 土地改良事業計画についての提案理由を申し上げます。

土地改良事業を実施するに当たっては、土地改良法で定められた事業認可の手続が必要であり、町が土地改良事業を行おうとする場合は、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき、土地改良事業計画の概要について議会の議決を得ることとなっております。

それでは、事業計画の概要を説明申し上げます。

中山間地域所得向上支援事業は、基盤整備事業の実施により生産・出荷コストの10%以上の低減、あるいは品質向上や高付加価値作物の栽培などにより、販売額の10%以上の向上を図ることが採択要件として定められた事業でございます。

事業内容につきましては、農作業道改良、区画整理、農作業道舗装の3工種を計画しており、中山間地域の農業者の所得向上を推進することが目的でございます。

続きまして、各工区の計画概要について御説明させていただきます。

まず、追上工区ですが、まんのう町追上地区において農作業道の改良を計画しております。事業内容は、道路工延長279メートル、幅員5.0メートル、路面工はアスファルト及びコンクリートによる舗装を実施します。

次に、東山工区ですが、まんのう町七箇地区において、茶園からオリーブ栽培へ転換を図るため、区画整理を計画しております。事業内容は、整地工4.3ヘクタールを実施いたします。

次に、長尾工区ほか6工区ですが、農作業道の舗装を計画しております。事業の内容は舗装工であり、幅員3.0から4.0メートルを実施いたします。

以上、事業計画の概要を御説明させていただきました。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○**藤田昌大議員** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第31号 土地改良事業計画についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）

○田岡秀俊議長 日程第32、発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

これより討論に入ります。委員長報告が否決でありますので、原案に賛成者の賛成討論から行います。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決いたします。発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）の件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立なし）

○田岡秀俊議長 起立なしであります。

よって、本案は否決されました。

日程第33 発議第3号 まんのう町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第33、発議第3号 まんのう町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明と求めます。

まんのう町議会議員、白川正樹君。

○白川正樹議員 発議第3号 まんのう町議会の議員の定数を定める条例の一部改正

について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及びまんのう町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、白川正樹。

賛成者、合田正夫。

賛成者、関洋三。

それでは、まんのう町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についての提案理由を述べます。

その前に、議長、補足資料があるんですけど、これ、配付してもよろしいですか。

○田岡秀俊議長 はい、許可いたします。

○白川正樹議員 資料を配るまで、ちょっと待ってください。

それでは、まんのう町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についての提案理由を述べます。

町民の中に、議員が多過ぎる、減らすべきだという声をよく聞きます。これは町民が、議会は町民の期待に応えていないという批判の裏返しです。今、必要なのは、議会議員に対する不信感を取り除くために、町民の負託に十分応えていける議会活動です。私たち議員が真摯に反省し、質の向上のため努力する必要があります。単純に定数を削減することで解決できる問題ではないと思いますが、町議会、議員の質が問われているのであり、議会機能の一層の充実化が求められています。少子化、人口減少、また、厳しい財政状況等を背景に、行政も人員削減に努力しています。議会みずからも身を削る覚悟が要ります。行政改革を率先して行うべき議員として、定数を削減しても議会改革を具体的に実践することにより、議会活動の質を高めることは可能であり、量的に今まで以上の議員活動することによって、本町議会制民主主義を守り、また、議会機能の公平を図るための適正な定数について、人口同等規模の町村の議員数等を総合的に考慮して、現行より2人減の14名と結論したところです。

ここに、まんのう町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を提出いたします。

それでは、先ほど配りました補足資料の説明をしたいと思いますので、ごらんください。

まず初めに、資料1をごらんください。

県下の議員定数の一覧表です。まんのう町は類似団体別財政指数表区分でIV-2に属していますということで、資料2をごらんください。

町村は人口5,000人未満で、第2次、第3次産業の構成比80%未満という類型I-0から、人口2万人以上、第2次、第3次産業80%以上で、かつ、第3次産業55%以上という類型V-2まで15分類されております。いいですか。資料2までいいですか。

次、資料3をごらんください。

町村は942団体あります。資料3の2ページ目に、資料3をめくっていただいて、IV

ー 2 に属している町村は全国で 63 あります。いいですか。

次に、資料 4 をごらんください。

一番左の端ですけれども、北海道から沖縄まで 63 団体の町名と議員定数です。議員定数の平均は 13.68 人です。ということで、厳しい財政状況等を考えますと、議員定数を 16 人から 14 人に削減する結論に至りました。以上です。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10 番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 議員定数の減でありますけれども、今、提出者から求められましたけれども、私は議員定数減については基本的に反対でございまして、民主主義の意見聴取が難しくなるんでないかなという気がしています。

それともう一つは、まんのう町については香川県内において広い面積を有しております。そういった中で、今の 16 の定数でいかなもんかいう議論は多分あると思いますけれども、やはり民主主義の段階で町民の意見を吸収するには大変適切な人数やということで、前回、決まったと思うんです。その中で、いきなりこの本会議に提出されたということで、非常に、私、奇異を感じます。そして、出した部分については、事前に委員長報告の中でも言いましたように、やっぱり議会ですから、出したら、当然、全会一致でやるのが基本ですよ。そういった部分についてはまだまだ不十分だと思いますので、そういった部分では、これに対しては反対でありますし、できれば休憩をとって、全員協議会を開催して、その中で円満な結論を出していただきたいなという部分で、私については、これ、反対の討論でしますんで、以上の取り扱いをよろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 藤田議員、質疑ですので。

○藤田昌大議員 反対でありまして。

○田岡秀俊議長 賛成、反対は討論のときに。

○藤田昌大議員 質疑で、今の部分になりますと、十分な審議が議会でなされていないということがありますので、その手法について、強引さはなかったか、あるかだけ、ほんなら、先、質疑します。

○田岡秀俊議長 5 番、白川正樹君。

○白川正樹議員 先ほど、まんのう町は広いということを言われましたけれども、先ほども言ったように、資料 4 のところを見てもらったら、まんのう町よりまだ広いところで議員が少ないところもあります。

前に一遍、全員協議会でもこの問題はあったということなんで、強引ではないと思います。一応、一遍は意見を聞いておると思います。

○田岡秀俊議長 10 番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 この議案を提出するに当たって、やはり全員協議会の中で一つの議題にすべきやなかったかということをおは言いたいんです。というのは、今のは言い出し

たら切りないけど言いますけども、安倍内閣の手法と全く同じでありまして、何でもかんでも、人が、多数決をとったら何でも通るんやと、今のは国会の情勢なんですよ。それを全く踏襲しようとしているのが、今の提出者の考えなんですね。ですからそういった中では、やはりみんなが納得せえいうんは無理かもしれませんが、ある程度、説明をしていきながらすることをなぜできなかったかということ、今度はお尋ねします。

○田岡秀俊議長 5番、白川正樹君。

○白川正樹議員 ここは国会ではのうて、まんのう町議会ですので。

○田岡秀俊議長 10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 だから、民主主義を否定するようなことをしないでくださいと言ってるんです。多数決で何でも押したらいけると、これが今のまんのう町議会の考え方なんです。そういった中でおかしい議会運営になっているんです。ですから、議会議員というのは原点に振り返ってしていただく。そのことを努力するのがあなたたちの意見ではないですか。やっぱりそのことを十分やっというんやっというんならそれでいいでしょう。それはしようがないですから、それで決めてください。ただ、民主主義の中では、もっともっと丁寧な運営を図るべき部分があったんでないかなと思いますし、特に白川議員の場合は独走するケースが多いので、その部分についてちょっとお伺いします。

○田岡秀俊議長 5番、白川正樹君。

○白川正樹議員 何でもかんでも多数決で決めると言われてますけれども、そしたら少数意見が通ったら、これはどうなるんですか。そういうことがあるんで、私は全員協議会でも意見を聞いとるということで、強引ではないと思います。

○田岡秀俊議長 質疑の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時39分

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

質疑の続きということで、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、発議第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 議員定数減数について、反対の立場で討論したいと思います。

もちろん、議員定数については非常に慎重に考えなければならないと思いますけれども、まんのう町の現状から見て、16は適切な配置でないかなと思いますし、委員会構成とか、それぞれの議会審議するのではまだまだ不十分でありましたけれども、もっともっと訓練すれば、3委員会を持っていますので、非常にいい部分ができると思います。あんまり減らしますと、委員会の詳しい審議ができないような気がしてなりません。そういった意味では、町民の意見を代弁する私たちにとっては、当然ある部分の人数構成をしていきながら、多くの町民の意見を吸収する、そういった立場が非常に重要だろうと思ってます。そういった立場で、今の16については、私は適切だと思ってますので、今、欠員が1名ありますけど、ただ14人するには、するんやったら、とことん12ぐらいにせいやと私は考えを持っていますので、16は今のまんのう町民の感覚の中では適切な人数ではないかなということで、この議案に対しては反対の立場で討論します。以上です。

○田岡秀俊議長 それでは、賛成討論。

3番、合田正夫君。

○合田正夫議員 今、私は賛成の意見であります。今、藤田議員が言うたんも一理あると思いますが、先日、私は全員協議会で、藤田議員はそのときにはおらなんだんです。みんな来とったときに、一人一人に定数を減らしたらええか、悪いかと、私はみんなに聞きました。そのときに3名は聞いておりません。1名はわかりません。4名の議員がなかったから、きょう、提出のほうに賛成したので、そういう意味で賛成します。

○田岡秀俊議長 ほかに、反対討論。

14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 まんのう町のやっぱり構図、位置図を見ますと、香川県で3番目に広い。人口は一万九千数百ですが、面積的に森林のほうで生活されておる方、また、この庁舎付近で生活されておる方、いろいろ広範囲でございます。そういうことを考えると、我々議会議員は住民の負託に応えないかん。住民の意見を町政に反映ささないかんのが一点。

もう一点は、執行部の間違い、もしくは暴走をとめる義務、責務があるんです。それを14名にすると、まかり間違ったら正確な判断ができなくなるおそれがある。

もう一つ、常任委員会構成が、今、5名ですが、4名になる。4名で正常な判断ができるかどうか、これまた問題がある。

そういうことを考えますと、当然、私は今の16名がまんのう町議会議員定数としては最適だと思っておりますから、今の議案に対しては反対です。

○田岡秀俊議長 賛成討論。

6番、関洋三君。

○関洋三議員 賛成討論に加わります。賛成の立場でお話をさせていただきます。

今のことに対して、一つ反対討論の中で委員会構成がありましたけれども、三つのは減っ

たら困るがということですが、それは当然14になったときには二つの委員会になろうと思ひまして、一つの委員会につきましてはふえるということになりますので、現によその町の話ですけども、二つの委員会で十分補っておるところもありますので、そういう問題はないんじゃないかと思ひますことを前置きして私の持論を展開させていただきますと、何が大事かといってお金だけじゃないです。お金だけではありませんが、お金も大事であるという話をさせていただきます。

幾つか言いわけはあるんですけども、一つに絞って申し上げますと、今回の2週間にわたっての議会で十分勉強させていただいた中に1億3,000万円、そしてもう一つは10億円というお話がありました。これを説明させていただきますと、1億3,000万円はこの4階の経費です。4階の私どもの議会議員の運営の経費が1億3,000万円。目の前の予算書を見ていただいたら間違いのないと思ひますが、そういう経費がかかっております。

そして10億円の話は、これは私から出した話じゃなくて、町長の施政方針等で10億円の話が出ておりましたので、思い出してみたらよくわかるんでないかと思ひます。

簡単に説明してみますと、合併して11年が終わろうとして、もう12年が4月から始まります。合併すると合併特例債等で国から10億円いただける。10億円いただけるから合併云々という話が出て、それで11年過ぎて、この10億円というのは10年きりですよということで、中長期財政計画も何か今回資料いただきましたけど、平成27年が一番高くて、交付税44億円ですか、それが5年後には34億円になっておるといふようなことで、10億円がカットされます。急にカットしたんでは大変だから、5年の段階でゼロにしますよという説明もありました。そういうことで、3年後にはゼロになるということです。

思い起こしてみますと、合併前、3町とも大変厳しい財政でした。その厳しい財政が、3年後にはもとに戻るといふことですけども、それだけじゃなくて、人口減も毎年240から50名減です。そういうことで計算してみますと、もう既に3,000人近く人口が減っておると。そしてお金は入ってこない。そして、お互い三つの町が、旧町がそれぞれに、旧町2町をお互い背負ってやっついていかなんだらいかん。想像しただけでぞっとします。

そういう中で、最初、申し上げましたように、お金だけではないですけども、お金も考えなんだらいかんでないかというのが、今回、勉強させていただいたものの一つでないかというふうに思ひまして、これは1億3,000万円、1割カットで、今の議員の条件をそのまま継続していくには1割カットもやむを得ん。そして適切な行政サービス、住民サービスをできるだけこのまま維持していくためにも、3年後からですよ、来年からも含めて、1割カットを目指していかなんたらどうしようもならんといふのは、言うか言わんかだけの話で、皆さん、それぞれ胸の中にはあるんじゃないですか。

それぞれの定年と任期の役割を、皆さん、担つとるわけなんで、後のことを知らんがいふたら、それまでになってしまう。ただ、この議員定数は是正は、今の現有のこの議員しか

できないんです。町長してくれいうたってしないでしょう。そして住民ができるシステムにもなってない。この議会、現職議員でないといけない。だから、先ほど、同僚議員が全員協議会でも出したというのは、これはやはり私の推測では、選挙1年前にして、やるんやったら、聞いてみるんやったら今でないかということなんで、当然でしょう、これは。それぞれの意見は、皆さん、違うんやけども、まずそれは集約してみんかと。これは議員の義務があるんでないかというように受けとめとるんじゃないかと、私はそれに同感しました。それで、この話が、これでもし結果が出て終われば、次、4年後しかこの話はないでしょう。次の任期の人が4年後にということは、その次の5年後の選挙の1年前に、もう一遍、この話が出るか出んかの話でしょう。4年間はもうこういう話、出す話もないと思いますよ。だから今は大事なときです。お金じゃないと最初に申し上げましたが、お金じゃないんやけども、やはりお金の審議を、きょう、やってきたじゃないですか、この2週間。一番大事なのは、とりあえずこの4階はお金を審議しとるんやから、お金が一番じゃないですか。そういう意味で、私は1割カットの14名の議員削減提案を賛成させていただきます。以上です。

○田岡秀俊議長 ほかに反対討論ありませんか。

12番、三好勝利君。

○三好勝利議員 今、るる説明があったんで、それぐらいは私のような凡人でも十分わかっております。ただ、当初から考えると、3町で38名おったのが、今、16名で、22名の削減になつとるわけです。町長も3人おった。助役さんも3人おった。教育長も3人おった。今、3名ですよ。学校も中学校は三つあったのんを一つにしたと。小学校も集約した。この分の数字は全然伸びとらん。ただ議員の数だけで頭で考えとるから。ただ、議員の数を減らして、多少の金云々はわかりますよ。だけど、ある地区見てください。議員の数を減らして、委員会構成ができなくて、どういう状態になつとるかいうことを、皆さん、知らんでしょうが。住民の方がどういうふうにやつとるか。まんのう町はええと、近隣町から、本当に。それは、今、現有勢力で町執行部といろいろ考えて頑張ってきたあれじゃないですか。近隣町へ行ってみなよ。まんのう町はすばらしいと。子育て支援もええ、学校関係もええ。そういうのを、皆さん、聞いとらんでしょ。ただ、近所の目の先だけの人のおまえら議員が多いきん、減らせ、減らせと。それだけでやってええもんかどうかいうのは、私の持論です。節約して、削減して、削減して、相当削減してます。それでみずから襟を正すという、それはわかりますわな。誰もみんなそれを思つとるでしょう。無駄遣いせえとは言っていないでしょ。そういうところを出してきとるんですから。だから近隣町を見て、同じような条件でないけど、見たらすぐわかります。住民に聞いてくださいよ、どういうような状況か。まんのう町はええなど、まんのう町はええなど、うれしいですがな。それは執行部もしっかりしとるし、議会もやっぱり切磋琢磨して現状が来とるわけですからと私は思います。以上です。

○田岡秀俊議長 賛成の方の討論を求めます。

2番、川西米希子君。

○川西米希子議員 全協での私の意見とは異なりますけれども、住民の皆様にもいろいろと御意見をお聞きし、また、考え抜いた末の結論でございます。私は賛成の立場で討論させていただきます。

議会は住民の代表としての役割が与えられております。よりよいまちづくりのために存在をいたしますが、議員定数には答えがありません。かつ、広く町民全体の問題でもありますことから大変に悩みましたが、私は議員定数削減に賛成をさせていただきます。

議員として行政改革、財政の健全化、財政基盤の安定化を求める立場として、また、議会改革を掲げる立場として、議員定数の削減は必要だと考えます。何より、現在、求められていることは、さらなる議員力の向上です。今、議会に求められている姿は、議会が政策をまとめ、町長に提案できることだと言われております。こうした時代の要求に対応できる議会となるためには、より町民と交わり、親しまれる議会であることが必要であります。また、機動的であることが必要だとも思います。定数削減により議員個々の活動と役割を明確にし、責任と目標を持って取り組む体制をつくることにつながると考えます。真に必要なのは、議会と議員個々の質を高めることであり、定数を削減し、町民の皆様からより厳しい選択を受けることが有効に働くと考えます。

以上の理由から、私は賛成とさせていただきます。以上です。

○田岡秀俊議長 ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、討論を終了いたします。

これより、発議第3号 まんのう町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを起立により採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

○田岡秀俊議長 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

日程第34 閉会中の継続調査について

○田岡秀俊議長 日程第34、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成29年第1回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年3月14日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員